

## 「歴史地理学」等の著作権の帰属についてのお願い

歴史地理学会常任委員会

昨今、国内の学術誌の国際発信力の強化と重要な知的資産の保存等を目的に、過去に発行された紙媒体の論文の電子アーカイブ化が科学技術振興機構のJ-STAGEを軸に急速に進んでいます。また、各研究機関においては、所属研究者の研究業績を収集して公開するリポジトリも進みつつあります。

歴史地理学会では、「歴史地理学」等の出版物を電子化し公開する電子アーカイブについて常任委員会で検討を進めています。電子アーカイブ化によって、「歴史地理学」等に掲載された論文が広く読まれるようになると、研究成果の社会への還元にも寄与し、また、後世の研究に資するところが多々ありますが、同時に慎重に検討すべき課題も少なくないと考えます。

これまで本学会は、著作権に関する規定を明確にしておりませんでした。近年、「歴史地理学」等に掲載された論文を機関リポジトリに掲載する依頼が急増していますが、本学会にそれらの著作権がないにもかかわらず、常任委員会で個別に依頼を検討して対応してきました。著作権が本学会にないことの問題点について常任委員会で検討を重ねた結果、著作権者より著作権を本学会会長へ譲渡していただき、著作権の行使について著作権者から許諾をいただくことにいたしました。ただ本来は、各著作権者からの譲渡または許諾を得ることが必要ですが、本学会が発刊した刊行物に掲載された論文・記事等の著作権者は非常に多く、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことから、個別に著作権の譲渡または許諾の手続きを行うとすると、その事務量は膨大なものとなります。

そこで常任委員会としましては、過去に発行された「歴史地理学紀要」、「歴史地理学会会報」および「歴史地理学」に掲載された論文について、著作権のうちの複製権（記事の電子化やそのデータの保存に関する権利【著作権法第21条】）と公衆送信権（電子化を行った記事をインターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開する権利【同

第23条】）の行使に限り、著作権者から本学会会長に委託願うことにいたしましたので、この会告によってご承認をお願い申し上げます。

なお、過去に発行された「歴史地理学紀要」、「歴史地理学会会報」および「歴史地理学」所収の論文のうち、ご承認いただけないとお申し出があった論文につきましては、複製権と公衆送信権の行使の対象にはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちのご遺族の方は、2012（平成24）年12月31日まで（必着）に、その旨を歴史地理学会事務局宛てにご連絡下さい。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただけたものとみなして公開の作業を進めさせていただきます。この会告は、本学会ホームページおよび会誌上で行います。また、この会告が全ての著作権者の目に触れることにはならないと思われまので、本会告を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からお申し出があれば、当該論文の公開はそれ以後の可能な限り早い時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の本学会会長への委託は、「歴史地理学紀要」、「歴史地理学会会報」および「歴史地理学」を公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために「歴史地理学紀要」、「歴史地理学会会報」および「歴史地理学」掲載論文を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

（付記）著作権規定の文面および本告知の方針は、2012年5月12日の本学会評議員会にて審議・承認し、総会にて承認された。

連絡先：〒184-8501

東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学地理学分野内

歴史地理学会 事務局

電話・FAX：(042) 329-7314

E-mail：hist-geo@u-gakugei.ac.jp